

○三鷹市商工振興対策審議会条例

昭和52年10月 1 日

条例第32号

(設置)

第1条 三鷹市の商工業の振興を図るため、市長の附属機関として三鷹市商工振興対策審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 商工業の振興施策に関すること。
- (2) 商工業に対する将来像に関すること。
- (3) その他市長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、次に掲げる者につき、市長が委嘱する委員20人以内をもって組織する。

- (1) 市議会議員 5人以内
- (2) 学識経験者 6人以内
- (3) 業界の代表者 6人以内
- (4) 消費者の代表者 3人以内

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員が委嘱されたときの要件を欠くに至ったときは、その委員は委員としての資格を失うものとする。

(会長および副会長)

第5条 審議会に会長および副会長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

- 4 会長および副会長とともに事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員が会長の職務を代行する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところとする。

(部会)

第7条 会長が必要と認めるときは、部会を置くことができる。

- 2 部会の委員は、審議会委員のうちから会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、部会の委員の互選によってこれを定める。
- 4 部会長は、部会を招集し、部会を掌理する。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、市長の定める部局において所掌する。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。